

朝日町燃料費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー等の物価高騰に連動する光熱費・燃料費の高騰に直面した事業者に対し、予算の範囲内において朝日町燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、町内に事業所又は事務所を有する個人及び法人であって、町内において事業を営むものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 主たる事業が、別表第1（分類は「日本標準産業分類」による）に記載する各業種のいずれかに該当している事業者

(2) 令和6年1月1日から令和8年3月31日までの任意の1年間において「水道光熱費」及び「燃料費」等に経理される費用のうち、電気料、ガス、灯油、軽油、重油、ガソリンの合計額（以下「費用額」という。）が年間100万円を超える事業者

(3) 暴力団又は暴力団員に関与していないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表第2に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、朝日町燃料高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 町内における営業実態が確認できる資料

(2) 任意の1年間における費用額が確認できる資料

(申請期間)

第6条 支援金の申請期間は、令和8年6月1日から令和8年8月31日までとする。

(誓約・同意事項)

第7条 支援金は、次の各号のいずれにも誓約し、同意した者でなければ、交付しないものとする。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 交付申請書の記載事項及び関係書類に虚偽がないこと。
- (3) 検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (4) 町の職員が交付要件確認のために、申請者の申告状況等を確認すること。
- (5) 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚し、支援金の交付決定が取り消され、支援金の返還を命じられた場合は、これに応じること。この場合において、町長が支援金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき支援金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払うこと。
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、朝日町暴力団排除条例（平成24年朝日町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。申請事業者の経営に暴力団、暴力団員及び密接関係者が、事実上参画しておらず、当該事実確認をするため、必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

(支援金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金交付の可否の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、当該対象者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 支援金の交付の決定を受けた者は、朝日町燃料費高騰対策支援金請求書（様式第2号）により、町長に請求するものとする。

(支援金の返還)

第10条 町長は、偽りその他の不正行為により支援金の交付を受けた者がいるときは、当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	業種
大分類 E 製造業	中分類 0 9 食品製造業 から 3 2 その他製造業 まで
大分類 H 運輸業、郵便業	中分類 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業
大分類 I 卸売業、小売業	細分類 5 8 6 1 菓子小売業（製造小売） 5 8 6 3 パン小売業（製造小売）
大分類 M 宿泊業、飲食サービス業	中分類 7 5 宿泊業
大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業	小分類 7 8 4 一般公衆浴場業 7 8 5 その他の公衆浴場業

別表第 2（第 4 条関係）

年間燃料費等合計額	支援金額
1 0 0 万円～2 0 0 万円未満	1 5 万円
2 0 0 万円～3 0 0 万円未満	3 0 万円
3 0 0 万円～4 0 0 万円未満	4 5 万円
4 0 0 万円～5 0 0 万円未満	6 0 万円
5 0 0 万円～1, 0 0 0 万円未満	7 5 万円
1, 0 0 0 万円～2, 0 0 0 万円未満	1 5 0 万円
2, 0 0 0 万円～3, 0 0 0 万円未満	3 0 0 万円
3, 0 0 0 万円～4, 0 0 0 万円未満	4 5 0 万円
4, 0 0 0 万円～5, 0 0 0 万円未満	6 0 0 万円
5, 0 0 0 万円超	7 5 0 万円